

知りたいニュースがもりだくさん!

公的年金をはじめとする社会保障は、制度の改正が次々と行われています。ポイントをしっかりチェックしておきましょう。

監修 / 社会保険労務士 望月厚子

年金も
かわる

社会保障の **ホット** ニュース

平成29年
1月改正

65歳以上の人も雇用保険の適用対象に!!

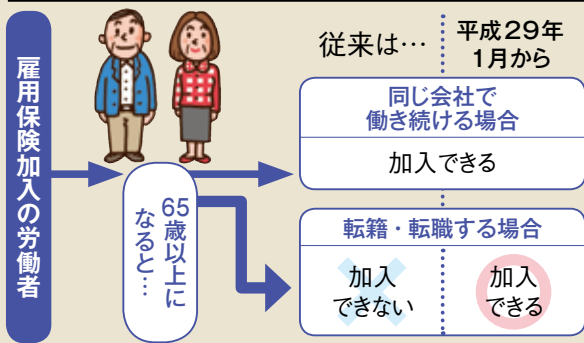
65歳以上の人も雇用保険の適用対象に。求職のための支援や、介護休業の際の給付金、教育訓練給付金などが受けられるようになりました。

なにが変わったの?

平成29年1月1日以降は、会社勤めなどの65歳以上の人も「高年齢被保険者」として雇用保険が適用されます。

※従来は、65歳になる前に採用された職場で働き続ける場合のみ、雇用保険が適用されていました。高年齢被保険者の雇用保険料は平成31年度まで免除されます。

65歳以上で転籍・転職する場合でも 雇用保険に入れるようになります



そもそも雇用保険ってなに?

働く人の生活や雇用の安定を守り、働きたい人の就職を促進するために設けられた強制加入の保険制度です。失業して職を探す人や、キャリア形成のための教育訓練を受ける人が給付を受けられるなど、さまざまなメリットがあります。



改正によって、どんなメリットがあるの?

●「高年齢求職者給付金」が何度でも受け取れるように

従来は...

- 高年齢継続被保険者は、65歳以降に仕事をやめた場合、「高年齢求職者給付金」が1回のみ受け取れました。

改正後は...

- 65歳以降に、会社をやめて求職活動する場合は、そのつど、高年齢求職者給付金を受け取れます。
- 高年齢求職者給付金の金額は、従来どおり、離職前6か月の賃金総額を180で割った額の50～80%の最大50日分です。
- この給付金は公的年金とあわせてもらえます。

●スキルアップをめざす人は 教育訓練給付金が受け取れます

高年齢被保険者、または仕事をやめてから1年以内の高年齢被保険者が教育訓練を受けた場合、経費の20%を教育訓練給付金として受け取れます。

※経費の20%に相当する額が10万円を超える場合は10万円を上限とし、4,000円を超えない場合は支給されません。

●仕事と介護の両立支援が充実

介護離職の防止に向け、介護休業給付金も充実。65歳以上は受給資格のなかった介護休業給付金を受け取ることが可能になり、介護と仕事の両立がしやすくなります。

- 介護休業給付金の給付率が上げられ、賃金の40%から67%にアップ(平成28年8月1日以降)※
- 介護休業を分割して取ることが可能に(3回まで、通算93日)
- 介護休暇を半日単位で取得できるように

※給付金を受け取るには、さまざまな条件があります。

詳しくはハローワークでおたずねください。

Webサイト <https://www.hellowork.go.jp/>



平成28年
10月改正

短時間労働者の 厚生年金保険・健康保険の適用対象が拡大!!

パートやアルバイトでも、一定条件を満たす人は厚生年金保険・健康保険（いわゆる社会保険）に加入することになりました。より多くの方が、今までより手厚い保障を受けられるように!

なにが変わったの?

社会保険が適用される条件が拡大し、加入する人が多くなります。

これまで	平成28年10月1日から
<p>・所定労働時間が一般的に週30時間以上</p> <p>かつ</p> <p>・所定労働日数が「おおむね」正社員の4分の3以上</p>	<p>○所定労働日数が正社員の4分の3以上、所定労働時間が一般的に週30時間以上</p> <p>または</p> <p>○以下の条件をすべて満たす人</p> <p>NEW!</p> <ul style="list-style-type: none">・所定労働時間が週20時間以上・月額賃金8.8万円以上（年収約106万円）・勤務期間が1年以上の見込み・学生ではない・従業員501人以上の企業

そもそも厚生年金保険ってなに?

公的年金の一つで、一定の条件を満たして働く人が加入するものです。厚生年金保険に加入する人は、雇用保険と職場の健康保険にも加入します。これらに加入することで、さまざまな保障が受けられるようになります。



改正によって、どんなメリットがあるの?

●将来、もらえる年金額がアップします

厚生年金保険に加入する人は、老齢基礎年金（国民年金部分）に上乗せして、在職中の給料と賞与に応じた厚生年金を受け取れます。月収8.8万円の方が将来上乗せされる老齢厚生年金額（モデルケース）

厚生年金保険加入期間	上乗せされる年金額の目安（年額）
1年間	5,800円×終身
3年間	1万7,400円×終身
5年間	2万9,000円×終身
10年間	5万8,000円×終身

※今後、厚生年金保険に加入して働く場合の老齢厚生年金の計算方法
平均標準報酬額（月収目安）×5.481÷1,000×被保険者期間の月数
※端数処理等により、実際の年金額と差が生じる事があります。

●もしものとき、より多くの年金が受け取れる

厚生年金保険の加入中に、一定の障害状態になったり（その初診日が加入中であること）、保険料納付要件などを満たしている場合、障害基礎年金のほかに障害厚生年金も受け取れます。障害厚生年金は、障害基礎年金よりも、支給対象となる障害の範囲が広がっています。

また、加入者などが亡くなった場合、遺族基礎年金のほかに遺族厚生年金を遺族が受け取れます。遺族厚生年金は、遺族基礎年金よりも、支給される遺族の範囲が幅広がっています。

●健康保険の給付も充実

職場で加入する各種健康保険の給付内容は、国民健康保険よりも充実していて、次のような手当金が受け取れます。

- 傷病手当金…被保険者が病気やけがで連続4日以上会社を休んだ時、一定条件を満たすと受け取れます。
- 出産手当金…被保険者が出産のために会社を休んだ時、一定の条件を満たすと受け取れます。



平成27年
10月改正

厚生年金保険 と 共済年金が一元化!!

公務員が加入する共済年金が、会社員などが加入する厚生年金保険と統合。厚生年金保険と共済年金の加入期間を合算できるようになり、加給年金額をもらえる人が増えました。

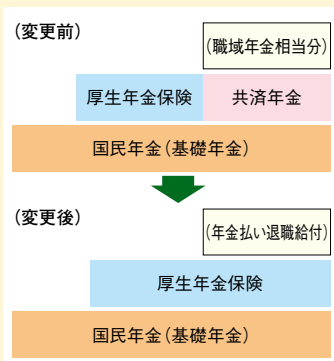
なにが変わったの?

●公務員の保険料負担が引き上げ

公務員の保険料はかつては会社員よりも負担が少なかったのですが、現在段階的に引き上げられています。公務員は平成30年、私学教職員は平成39年に、会社員と同じ負担率に統一される予定です。

●共済年金の職域部分が廃止

共済年金の職域部分(共済年金の3階部分)がなくなりました。そのかわりに、積立方式の「年金払い退職給付」(企業年金のようなもの)が創設されました。なお、統合前に加入していた職域部分については、経過措置としてすでに納めた掛金に応じた額が受け取れます。



●年金の加入に年齢制限が

共済年金は私学共済を除いて年齢制限なしに加入できましたが、厚生年金保険に統合されたことで、原則として70歳になると加入資格がなくなります。



●遺族年金の転給が廃止

共済年金では、遺族共済年金を受け取っている遺族が亡くなると、次の順位の遺族がその遺族共済年金を引き継いで受け取ることができました。しかし、厚生年金保険に統合されたことで、この制度は廃止となりました。

改正によって、どんなメリットがあるの?

●加給年金額を受け取れる人が増えます

加給年金額とは…

加給年金額とは、厚生年金保険や共済年金の配偶者手当や家族手当のようなものです。受け取るには加入期間が20年以上必要であるなど、条件があります。



従来は…

加給年金額の支給の可否を判断するための加入期間を、統合前は厚生年金保険、共済年金それぞれで計算し、支給するかどうかを決めていました。そのため、たとえば厚生年金保険に10年、共済年金に10年加入していた人は、どちらの加給年金額も受け取れなかったのです。

現在は…

厚生年金保険の加入期間と、共済年金の加入期間を合算できるようになったため、統合後は受給できる対象者が増えました。

※加給年金額を受給するには、配偶者の年収や厚生年金加入期間に制限があります。詳しくは年金事務所などにお問い合わせください。

●年金事務所で相談・手続きが可能に

共済年金から移行した人は、全国の年金事務所や年金相談センターで、相談や手続きができるようになりました。ただし、内容によっては、加入していた共済組合への問い合わせが必要になることがあります。



年金などについてご不明な点がございましたら、JAにお気軽にご相談ください。